



重要法令解説 新条例施行後のアンチダンピング調査の実例

著者	村上 幸隆
雑誌名	中国法令
巻	73
ページ	1-8
発行年	2002-06-25
権利	(C)株式会社アイ・ピー・エム：このデータはアイ・ピー・エムからの許諾を得て作成しています。
URL	http://hdl.handle.net/10112/6654

重要法令解説

このコーナーは、本紙に執筆していただいている各弁護士の方々に、最新の重要法令を専門的な見地から解説していただくものです。

土佐堀法律事務所 弁護士
村上 幸隆 (むらかみゆきたか)

1978年大阪市立大学(法)卒、1985年大阪弁護士会登録
★「新訂・遺言と相続対策」清文社(共著)、「中国会社法施行後の合弁企業」商事法務研究会(共著)、「中国会社法の中外合弁企業への適用」、「中国外資投資企業の合併と分割」、「中国における商標使用許諾契約」他多数。

新条例施行後のアンチダンピング調査の実例

1 新しいアンチダンピング条例の制定

2001年12月11日、中国のWTO加盟が実現し、これにともない、国内法規をWTOの諸規則および中国のWTO加盟議定書に合致させるべく、法令の改廃制定が急ピッチで進められていることは周知のところである。

アンチダンピングの問題も、WTOの諸規則に含まれる「1994年の関税および貿易に関する一般協定」第6条および「1994年の関税および貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」(以下「WTOアンチダンピング協定」という。)が規定しており、中国国内の法規の整備が必要とされていた。

これまで中国には、アンチダンピングに関する法令として「ダンピング防止および相殺関税防止条例」(以下「旧条例」という。)が1997年から施行されていた。実際に、数多くのアンチダンピング調査が実施されてきた。

しかし、旧法にはWTOアンチダンピング協定の条項またはその趣旨と必ずしも合致しない点が存在することが指摘されていた。

また、旧法は41条が細則の制定を中国対外貿易経済合作部(以下「MOFTEC」という)と中国国家経済貿易委員会(以下「SETC」という)に委任していたにもかかわらず、細則が制定されてこなかった。

そのため、手続的適正さの面での問題点が指摘されていた。

今回中国は、2001年11月26日に「ダンピング防止条例」(以下「新条例」という。)を新たに公布し、旧条例を廃止した。新条例は、中国の国内法規をWTOの諸規則に合致させるための立法整備の一環である。

ところで、中国は、WTO加盟のともなう国内企業の打撃をできるだけ避けるため、アンチダンピング発動を増加させるのではないかとの推測がなされている。

現に、新条例の施行後、新たに次のアンチダンピング調査が開始されている。

①	2002.2.6	アート紙
②	2002.3.1	カテコール
③	2002.3.6	無水フタル酸
④	2002.3.15	スチレンブタジエンゴム
⑤	2002.3.23	冷間圧延スチール
⑥	2002.3.29	ポリ塩化ビニル

上記のうち①、③、④、⑥の調査対象国には日本が含まれている。

そこで、申立書と公告の具体例を挙げて、新条例下でのアンチダンピングの実例について述べる。なお、申立書は、紙幅などの関係で項目を挙げるにとどまらざるを得なかった。

2 アンチダンピング申立人の資格

(1) 申立人は国内産業または国内産業を

代表する者でなければならない(新条例 13 条)。

旧条例にはこのような規定はなかった。

「国内産業または国内産業を代表する者」の認定基準については、新条例 17 条に規定されている。すなわち、「申請を支持する国内生産者の生産量が国内同種製品の総生産量の 25% に満たない場合は、アンチダンピング調査を開始してはならない。」としている。

(2) 申立人は、法人、関連組織、自然人がなることができる(同条)。

3 申立書および証拠

申立書の内容に関する規定は、旧条例の要求と比べてより厳格となっている(新条例 14 条)。

主な点は、次のような点である。

(1) 輸入製品の説明の点について

旧条例では、名称、種類、税則番号の説明が申立人に要求されたが、新条例では、これらのほかに、製品名称、関係する輸出国(地域)または原産国(地域)、既知の輸出経営者または生産者、製品の輸出国(地域)または原産国(地域)国内市場で消費される時の価格情報、輸出価格情報等について完全な説明を行うことが要求されている。

(2) 国内の同種製品の生産量およびその価格について

これらの説明を申立人に要求している。

(3) 証拠および立証対象について

新条例 15 条は、申立人が提出すべき証拠について、次の通り規定している。

- ① 調査を申し立てる輸入製品にダンピングが存在することを証明する証拠
- ② 国内産業に対する損害の証拠
- ③ ダンピングと損害との間に因果関係

が存在することを証明する証拠。

これら要求されている証拠から、アンチダンピングの法的効果であるアンチダンピング税などを発生させる要件事実として、次の事実が挙げられることがわかる。

- ① 調査を申し立てる輸入製品にダンピングが存在する事実
- ② 国内産業に損害が生じている事実
- ③ ①と②との間の因果関係

ここで①のうちの「ダンピング」については、新条例 3 条で、「正常な貿易過程において、輸入製品がその正常な価値に見合う輸出価格より低い価格で中華人民共和国市場に出回る行為を指す。」と定義されている。

したがって、さらに①を分説すると次のようになる。

- ①-1 輸入製品の正常な取引過程によるものであること
- ①-2 輸入製品が正常価値に見合う輸出価格より低い価格で中国市場で流通すること
ということになる。

これにより、申立人の立証命題が明確になるとともに、被申立人としても、反証対象が明確になり、立証活動がやりやすくなった。

4 申立書の具体例

3 に述べたように、新条例では申立書の記載事項および証拠について規定しているのである。では、現実にはどのような申立書が提出されているのか。ここで一例を紹介するが、これを見ることで、被調査会社とすれば、どのような対応をすればよいか具体的にわかると思われる。この具体例は、最新のケースであるポリ塩化ビニルについての調査申請書である。

調査申請書は大部であり、しかもこれが中文での文書であるため、これに対応する反論、反証のための作業量は膨大なものになることがこの具体例から分かるであろう。

宛先：中華人民共和国対外貿易経済合作部、
中華人民共和国国家経済貿易委員会

中華人民共和国ポリ塩化ビニル産業
反ダンピング調査申請書

(公開部分)

文書頁数：全部合計 70 頁

目次

第一部分 正文(概況とダンピング率)

一 概況

(一) 利害関係者の状況

1 申請人

1.1 申請人の名称、住所、郵便番号、電話、FAX、連絡人

1.2 本申請提出日までの3年間における申請人の類似製品(調査を申請した製品に類似する製品)の生産量および中国国内で類似製品の総生産量に占める比率

1.3 申請人の反ダンピング調査代理人状況

1.4 国内産業紹介(《条例》第11条)

1.5 他の輸入救済の模索

2 被提訴ダンピング製品および申請人の申請する当該製品に対する調査範囲並びにその生産者および輸入業者の状況

2.1 被提訴ダンピング製品および申請人が申請する当該製品に対する調査範囲

2.2 被提訴ダンピング製品の生産者および輸出業者の状況

2.2.1 被提訴ダンピング製品の主要生産者(以下の各社が含まれるが、それに限らない)

2.2.2 中国向けに当該製品を輸出する主

要輸出業者(以下の各社が含まれるが、それに限らない)

2.3 被提訴ダンピング製品の主要輸入業者(以下が含まれるが、それに限らない)

(二) 被提訴ダンピング製品の輸出数量および価格状況

1 被提訴ダンピング製品の具体的説明(《条例》14条2号)

1.1 被提訴ダンピング製品

1.2 被提訴ダンピング製品の中国関税税則中のNo.、原産地、輸出国(地区)

1.3 被提訴ダンピング製品と国内の類似製品との比較

(1) 被提訴ダンピング製品の物理特性と国内の類似製品との同一性、または類似性

(2) 被提訴ダンピング製品の生産工程および国内の類似製品との同一性、または類似性

(3) 被提訴ダンピング製品と国内の類似製品の用途および市場特徴

(4) 被提訴ダンピング製品と国内の類似製品との異同点

2 被提訴ダンピング製品の本申請提出日までの3年間における中国向け輸出の数量および金額(《条例》14条4号)

2.1 被提訴ダンピング製品の中国向け輸出数量および金額、並びにその変動状況

2.2 被提訴ダンピング国(地区)の中国向けポリ塩化ビニル輸出数量変動状況

2.2.1 各被提訴ダンピング国(地区)の中国向けポリ塩化ビニル輸出数量変動状況

2.2.2 被提訴国(地区)を合計した、中国向けポリ塩化ビニル輸出総量変動状況

2.2.3 被提訴ダンピング国(地区)が2000年1~6月と2001年1~6月に中国向けに輸出するポリ塩化ビニル数量の変動状況

3 被提訴ダンピング製品の本申請提出日までの3年間に実際に支払った、または支払うべき価格（《条例》5条および14条2号）

3.1 各被提訴ダンピング国（地区）から中国向けに輸出されるポリ塩化ビニルの平均価格および変動状況

3.2 被提訴ダンピング国（地区）が中国向けに輸出するポリ塩化ビニルの平均価格および変動状況

3.3 国際原油価格上昇のポリ塩化ビニル輸出価格に対する影響

3.3.1 国際原油価格変動状況

3.3.2 国際ポリ塩化ビニル原料（エチレン）の原料コスト状況

3.4 2000年8月から2001年7月までの被提訴ダンピング国（地区）の中国向け輸出ポリ塩化ビニル価格変化状況

3.5 取引段階で生じる各種費用および金額状況（《条例》第6条）

3.6 特別請求：申請人が調査機関に申請する調査の内容（《条例》第20条）

4 被提訴ダンピング製品の輸出国（地区）または原産地国（地区）での正常取引ルート中で消費に用いられた価格（《条例》第4条）

4.1 被提訴ダンピング製品の輸出国（地区）または原産地国（地区）における消費に用いられる価格

4.2 第三国向け輸出価格

4.3 構造価格：生産コストに合理的費用および利潤を加えた価格

二 被提訴ダンピング製品の見積もられるダンピング率

（一）日本の被提訴ダンピング製品のダンピング率

1 輸出価格（《条例》第5条）

1.1 日本の被提訴ダンピング製品の輸出

価格

1.1.1 調整前の日本の被提訴ダンピング製品の輸出価格

1.1.2 調整する必要がある項目

1.1.3 調整後の、日本の被提訴ダンピング製品の輸出価格

1.2 申請人の保留する権利

2 正常価値（《条例》第4条）

2.1 日本の被提訴ダンピング製品の正常価値

2.1.1 調整前の日本の被提訴製品の、国内で消費に用いられる価格

2.1.2 調整する必要がある項目

2.1.3 調整後の日本の被提訴ダンピング製品の正常価値

2.2 申請人が保留する権利

3 見積もられる日本の被提訴ダンピング製品のダンピング率

（二）台湾の被提訴ダンピング製品のダンピング率

（三）ロシアの被提訴ダンピング製品のダンピング率

（四）韓国の被提訴ダンピング製品のダンピング率

（五）米国の被提訴ダンピング製品のダンピング率

（（二）～（五）は、日本の場合と同じ項目なので省略）

三 正常価値計算の関連情報

1 輸出国（地区）の経済発展状況、経済体制および市場化の程度

2 申請人が採用する正常価値の計算方法

四 国内産業が被提訴ダンピング製品の中華人民共和国での不当販売により受けている損害状況（《条例》第7条および第8条）

（一）損害状況

- 1 被提訴ダンピング製品の絶対数量、または国内の類似製品に対して相対的な生産または消費の増加状況（《条例》第8条第1号の規定）
 - 1.1 本申請提出日の3年前以内のポリ塩化ビニルの輸出数量、金額および変化状況
 - 1.2 被提訴ダンピング国（地区）を合計した中国へのポリ塩化ビニル輸出総量変動状況
 - 1.3 相対変動率
 - 1.4 中国国内需要量および輸入製品の占める市場シェア
 - 1.5 被提訴ダンピング製品輸出国（地区）の輸出能力
 - 1.6 中国向け輸出の増加可能性
 - 2 被提訴ダンピング製品の価格が中国国内の類似製品価格に対する影響の状況（《条例》第8条2号の規定）
 - 2.1 被提訴ダンピング製品の値下がり
 - 2.2 被提訴ダンピング製品価格の国内類似製品価格に対する下押し圧力
 - 2.3 被提訴ダンピング製品価格の国内類似製品価格に対する影響
 - 2.4 国内原油価格上昇の国内類似製品価格に対する影響
 - 3 被提訴ダンピング製品の国内産業に対する影響（《条例》8条3号）
 - 3.1 国内産業類似製品生産能力の変化
 - 3.2 国内産業の類似製品生産量の変化
 - 3.3 国内産業類似製品販売量の変化
 - 3.4 国内産業の類似製品市場シェア（輸入製品を含む）の変化
 - 3.5 国内産業類似製品の利潤および利潤率の変化
 - (1) 国内産業類似製品利潤の変化
 - (2) 国内産業類似製品利潤率の変化
 - 3.6 国内産業類似製品稼働率の変化
 - 3.7 国内産業類似製品価格の変化
 - 3.8 国内産業就業の変化
 - 3.9 国内産業賃金の変化
 - 3.10 国内産業在庫の変化
 - (二) 実質損害
 - (三) ダンピングと損害の間の因果関係
 - 1 当該製品の市場背景
 - 1.1 市場メカニズムの変化
 - 1.2 市場需給状況の変化
 - 2 ダンピングの影響
 - 2.1 数量および市場シェア
 - 2.2 価格影響
 - 2.3 更なる影響
 - 3 その他要素
 - 3.1 他の輸入製品
 - 3.2 需要の変化
 - 3.3 消費モデルの変化
 - 3.4 国内外の正常な競争
 - 3.5 国内の類似製品の輸出
 - 3.6 商業流通ルート
 - 4 ダンピングと損害の因果関係の結論
 - 5 公共利益問題
 - 6 結論と請求
 - (一) 結論
 - (二) 請求
- ## 第二部 分秘密保護申請
- 一 秘密保護申請
 - (一) 申請書正文
 - (二) 申請書付録
 - 二 非秘密保持性の概要
- ## 第三部分 証拠目録およびリスト
- 5 ダンピング調査の立件

MOFTEC は、申立書および関連証拠を受領してから60日以内に、本条例13条、14条および15条の規定に従って審査をおこない、STECとの協議を経た後、立件調査をおこなうかどうかを決定する(16条)。旧条例には、立件調査の決定前に関連輸出

国の政府に通知することに関する規定がなかった。

新条例は、調査の決定前に関連輸出国（地区）の政府に通知しなければならない（16条2項）。

6 調査の公告

MOFTEC は、STEC と協議のうえ、立件調査を決定した後、立件調査の公告をおこなう。

ここに、その公告の具体例を挙げておく。この具体例は、最新のケースであるポリ塩化ビニルについての公告である。

中華人民共和国対外貿易経済合作部 公告 2002年第15号

中華人民共和国対外貿易経済合作部は2002年3月1日に上海塩素アルカリ化工株式会社、河北滄州化工株式会社、天津大沽化工有限公司、北京化二株式会社、錦化化工（集団）有限公司が代表して国内PVC産業が正式提出したアンチダンピング調査申請を受領した。申請人は米国、韓国、日本、ロシア、の4か国と台湾地区からの輸入PVCに対してアンチダンピング調査を行うよう要求した。

対外貿易経済合作部は《中華人民共和国アンチダンピング条例》の関係規定に基づき、申請人の資格、申請した調査対象製品の関係状況、国内同類製品の関係状況、申請した調査対象製品の国内産業への影響、申請した調査対象国（地区）の関係状況等につき審査を行った。同時に対外貿易経済合作部は申請書に提示されたダンピングおよびダンピングと損害との因果関係等に関する証拠に対して審査を行った。申請人が提出した初歩的証拠によれば上述の5

社の申請企業とその他本申請を支持する国内企業の2000年度と2001年1～6月の生産量は全国で同期の総生産量の64.2%と66.9%を占めており《中華人民共和国アンチダンピング条例》第11条、第13条および第17条に定める国内産業がアンチダンピング調査申請を提出するに関する規定に適合している。同時に申請書には《中華人民共和国アンチダンピング条例》第14条、第15条に規定するアンチダンピング調査立案に必要な内容および関連証拠を含んでいる。

上述の審査結果に基づき対外貿易経済合作部は国家経済貿易委員会と協議し、米国、韓国、日本、ロシアの4か国および台湾地区からの輸入PVCに対して立案調査を行うことを決定し、ここに関連の調査事項を以下の通り公告する。

一 立案調査および調査期

本公告日から対外貿易経済合作部は米国、韓国、日本、ロシアの4か国および台湾地区から輸入したPVCに対してダンピングとその程度につき調査を行う。当該調査期間は2001年1月1日から2001年12月31日を対象とする。国家経済貿易委員会は上述の国家並びに地区から輸入したPVCが我が国の関係国内産業に及ぼした損害およびその程度について調査を行う。当該産業損害調査期間は1999年1月1日より2001年12月31日を対象とする。

二 調査対象製品および調査範囲

調査範囲：原産地は米国、韓国、日本、ロシアと台湾地区の輸入PVC
製品名称：POLYVINYL CHLORIDE
製品種類：有機化学工業製品
分子式：(CH₂-CHCL)_n
規格：純粋塩化ビニール樹脂

主要用途：調査対象製品は重要な有機含成材料で良好な物性と化学特性を持ち、工業、建築、農業、日常生活、包装と電力、公共事業等の領域で幅広く利用されている。

通関番号：「2001 年中華人民共和国税関輸入税則」における通関番号は 39041000

三 応訴登録

応訴を希望する利害関係者は本公告日から 20 日以内に對外貿易經濟合作部に応訴登録をしなければならない。同時に對外經濟合作部に対して 2001 年 1～12 月の間に中国向け輸出した当該製品の数量と金額を提出する。利害関係者は本公告日より 30 日以内に国家經濟貿易委員会に応訴登録し、関係のある生産量、在庫、生産能力および生産業者の建設中並びに増設計画を提供する。

四 応訴登録しない場合

もし調査対象国家（地区）の関係ある輸出業者あるいは生産業者が本公告に規定される期間内に對外貿易經濟合作部および国家經濟貿易委員会に応訴登録しない場合は對外貿易經濟合作部および国家經濟貿易委員会はその関連ある資料の提出を拒絶する権利を有する。

五 利害関係者の権利

利害関係者が本調査の製品範囲、申請人資格、調査対象国（地区）およびその他関係ある問題に対して異議がある場合には本公告発布の日より 20 日以内に意見を書面にて對外貿易經濟合作部に提出することができる。利害関係者は上述期間内において申請人が提出した非秘密文書を閲覧することができる。

六 本調査は 2002 年 3 月 29 日より開始し通常 2003 年 3 月 29 日迄に終了するが、特殊な状況がある場合においては

2003 年 9 月 29 日まで延長することができる。

七 對外貿易經濟合作部連絡先

北京市東長安街 2 号

對外貿易經濟合作部輸出入公平貿易局

郵便番号：100731

連絡人：張蕾、林洪、李黎、韓勇

電話：86-10-65198473、65198412、65198196

ファクシミリ：86-10-65198409、65198172

八 国家經濟貿易委員会連絡先

北京市宣武門西大街 26 号

国家經濟貿易委員会産業損害調査局

郵便番号：100053

連絡人：烏鉄軍、王新、揚慶安

電話：86-10-63193927、63192433

ファクシミリ：86-10-63192433

ホームページ：<http://www.cacs.gov.cn>

（ホームページ上で申請提出可）

特にここに公告する

2002 年 3 月 29 日

この公告は、MOFTEC がおこない、MOFTEC のウェブサイトでも入手することもできるし（もちろん中文であるが）、各業界で日文になった文書を手に入れることも多い。

7 調査の実施

公告された後、さらに申立書を知られている輸出者および輸出国（地区）の政府に提供しなければならない。ダンピングについての調査の実施は MOFTEC が担当し

ただし、上記の公告例で、業界から各社に配布された日文には「分子式：(CH₂-CHCL)_n」の部分に誤りがあり、「分子式：(CH₂-CHCL)」となっていて「n」が抜けていた。そのため、必ず原文に当たることが必要である。

(3条2項)、損害についての調査の実施はSTECが担当する(7条2項)。

調査機関は、質問状、サンプリング、公聴会、現場検証等の方式により、利害関係者から状況を聞き、調査をおこなうことができる(20条)。

本条例に、質問状の内容、回答期限ならびに回答についての要求等に関し、具体的な規定はない。

現在までに立件調査が行なわれた案件の

質問からみて、回答が求められる内容は相当地膨大であり、質問状に回答するだけでなく、原始証憑を添付する必要があり、関連データについてはフロッピーディスク等で提供しなければならない。また、質問状に対する回答期限は質問状発送の日より37日以内とされており、十分な理由がない場合には、延長は通常認められない。